

旭川医科大学情報基盤センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉 田 晃 敏

旭川医科大学情報基盤センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学情報基盤センター運営委員会規程（平成16年旭医大達第82号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条、第2条（略） （構成） 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1）センター長 （2）図書館長 （3）教育研究推進センター長 （4）病院経営企画部長 （5）病院遠隔医療センター長 （6）一般教育の教授、准教授及び講師のうちから 1人 （7）基礎医学の教授、准教授及び講師のうちから 1人 （8）臨床医学の教授、准教授及び講師のうちから 1人 （9）看護学科の教授、准教授及び講師のうちから 1人 （10）<u>教務部長</u> （11）その他センター長が必要と認めた者 第4条～第10条（略） <u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u> <b>【改正理由】</b> 平成31年4月1日付で情報セキュリティ業務が図書館情報課の所管となったことに伴い、所要の改正を図るものである。</p>	<p>第1条、第2条（略） （構成） 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1）センター長 （2）図書館長 （3）教育研究推進センター長 （4）病院経営企画部長 （5）病院遠隔医療センター長 （6）一般教育の教授、准教授及び講師のうちから 1人 （7）基礎医学の教授、准教授及び講師のうちから 1人 （8）臨床医学の教授、准教授及び講師のうちから 1人 （9）看護学科の教授、准教授及び講師のうちから 1人 （10）<u>総務部長</u> （11）その他センター長が必要と認めた者 第4条～第10条（略）</p>